

## 小児総合医療施設の基準を定める規定

### (目的)

第1条 この規定は、日本小児総合医療施設協議会会則第5条に基づき、小児総合医療施設の定義を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 小児総合医療施設とは、小児・青年の高度で包括的な医療を目的として設立され、その設立の目的にしたがって運営される施設をいう。

2 小児総合医療施設は、その使命を遂行するため、適切な組織、機構、運用細則、建物、施設、人員及び財源を確保、維持しなければならない。

### (備えるべき条件)

第3条 小児総合医療施設が備えるべき条件は、次の各号に定めるものを目標とする。

#### (1) 設備

- ア 小児用に設計された病室及び検査設備 (MRI、CTなど)
- イ 研究所あるいは研究施設
- ウ 24時間利用可能な医学情報センター
- エ 講堂、教室など教育スペース

#### (2) 人的資源

- ア 必要な専門医及び非医師専門職
  - イ 小児病床数／看護師配置 原則として1以下
  - ウ 研究専従者
- エ 教育指導責任者 (医師、看護師、その他の専門家)

#### (3) 使命

- ア 国際的水準の医療サービス
- イ 国際的水準の研究機能
- ウ 国際的水準の卒前・卒後教育機能

### (分類)

第4条 小児医療施設は、その規模及び機能により次の3つの型に分類する。なお、周産期部門を持つ場合は、当該施設も含めるものとする。

#### (1) 1型 (独立病院型)

独立した病院であって、病床数に児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 (以下「児童福祉施設」という。) の病床を含む場合には、その数が総病床数の30%を超えないものとする。なお、周産期部門を持つ施設も含めるものとする。

(2) 2型（小児病棟・療養型）

独立した病院であって、児童福祉施設の病床が総病床数の30%以上の施設とする。

(3) 3型（小児病棟型）

独立した病院ではないが、小児看護の専門性のもとに、複数の病棟群に小児病棟が集約的に配置されていて、かつ病院組織内で総合的小児医療部門として位置付けられ、管理責任者がいるものとする。

（基準）

第5条 日本小児総合医療施設協議会の会員としての基準は、第3条に規定する条件を満たす施設で、次の各号の基準を満たすものとする。

(1) 施設規模等

小児関連病床数が、原則として100床以上設置されていること。

ただし、児童福祉施設及び医療法第7条第2項第1号の規定に基づく精神病床であり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の適用を受ける施設の病床数は除くものとする。

(2) 医師の配置

原則として小児病床100床当り、医師が20名以上配置されていること。

(3) 看護師の配置

小児関連病床数／看護師配置が、原則として1以下であること。

附則

この規定は、平成23年11月11日から施行する。